

都内中小クレジットに係る質問・回答集

2018.4.1

連番	項目	No.	質問	回答	備考
1	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(1)	国の助成金制度を活用して実施した省エネ改修による削減量を、都内中小クレジットとして発行可能でしょうか。	国の補助金による設備機器の更新であっても、都内中小クレジット算定ガイドラインに則って算定・検証・申請等を行い、都内中小クレジットが認定されれば、クレジットの発行は可能です。	
2	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(2)	リースの場合でも、クレジットの対象となりますか。	リースの場合も対象となります。なお、リースの場合であって、リース会社が申請する場合は、中小規模事業所オーナーからの第4号様式の同意書が必要です。リース会社から設備をリースして、設備更新権限を有する者が申請を行う場合は、同意書は必要ありません。	2013/7 追記
3	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(3)	事業所の建て替え工事と同時に熱源機器や空調機の更新を行うと考えています。建て替え時期に設備機器の更新を行っても中小クレジットの対象となるのでしょうか。建て替えは古い棟を取り壊し、新しく棟を建設します。リフォームのように内装や設備機器だけの変更ではありません。	ご質問の場合、新築と同じと見なされ、都内中小クレジットの対象なりません。(算定ガイドラインP20)	
4	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(4)	区分所有の建物の場合、所有者のうちの1社の代表印で問題ないでしょうか。	区分所有の建物で、一棟(建物全体)で申請する場合、または共用部を含んで申請する場合は、所有者全員の捺印での申請、もしくは「都内中小クレジットに係るテナント・区分所有者等申請同意書」による、全区分所有者の同意(捺印)が必要です。	
5	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(5)	区分所有の建物ですが、自らの所有範囲でのみ申請を行う場合、第5号様式の提出は必要ですか？	区分所有の建物であって、自らの専有範囲でのみ申請の場合は、第5号様式の提出は不要です。ただし、自らの所有範囲でのみ申請する場合には、当該事業所範囲のエネルギー使用量が計量できることが条件です。共有部分含まれている場合は、5号様式が必要。	
6	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(6)	算定ガイドラインp12「基準排出量は、床面積の増減、用途変更、設備の増減等が発生した場合であっても変更できない」とあるが、増築し、増築部分に計量メーターを取り付ければ、追加対策の基準排出量及び算定年度排出量に含めないことができますか。事業所範囲を変更できる場合に該当しないのでしょうか。	増築の場合で、同一所有者のときは、事業所範囲の変更は該当せず、基準排出量の変更はできません。	
7	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(7)	同一敷地内に隣接している2棟について、1事業所で申請したいが認められますか。2棟は接しています。受電は別です。	エネルギー管理の連動性がない場合であっても、隣接する建物等は一つの建物単位とみなせます。(算定ガイドラインP7)	
8	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(8)	1棟丸借りのテナントであり、そのテナントは設備更新権限も有しています。申請者になれる条件を有しているが、第5号様式は必要ですか。	第5号様式は必要です。	
9	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(9)	申請事業所は2社の区分所有です。当社1社の区分所有分の専有部の範囲で申請したい。同意書無しでの申請は認められますか。東電からの受電は1か所ですが、区分所有分2箇所と共用部はそれぞれ子メーターで使用量を管理しています。	御社の専有部で申請していただくことが可能です。他の区分所有者の同意書は不要です。	
10	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(10)	事前届で建物所有者が何らかの設備更新を行い、1棟全体で申請しました。その後の追加対策では、テナントの持ち物である照明の更新をテナントが実施した場合、引き続き建物所有者の追加対策として申請してよいのでしょうか。	建物所有者の追加対策として申請することができます。テナントが設備更新権限を持っていますので、テナントからの同意書が必要となります。	
11	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(11)	設備更新権限を持っていない区分所有者Aが、共用部において設備を導入しました。設備更新権限は、法人格の管理組合が保有しており、何をするにしても組合の許可が必要です。今回の設備導入も管理組合の許可を得ています。この場合、組合の代表が事前届の申請者となり、区分所有者A等は申請者一覧に名前を連ねれば良いのでしょうか。	申請者は設備更新権限を持っている管理組合ですので、申請者は法人格を有する管理組合の代表者としていただいで結構です。区分所有者A等が申請者一覧に名前を連ねる必要はありません。	
12	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(12)	10階建であり、事業所は区分所有の建物でB1～3Fを所有し、この範囲で申請したいと考えています。4F～10Fはマンションとなっており、マンション管理組合が所有しています。事業所のうち、1F、2Fは東電から受電しており、使用量を把握できています。B1と3Fは駐車場となっており、個別メーターがなく、受電はマンション共用部と同一で使用量の把握ができなく、マンション管理組合から按分で請求されています。B1及び3階の駐車場部分についてもLEDへ交換する予定なので、申請範囲に含めたい。可能でしょうか。今後B1及び3階に計量器を取り付ければ可能でしょうか。	エネルギー使用量については、按分による算定は不可です。購買伝票等によって確認されます。対策後に計量器を設置しても、基準排出量が算定できないため、不可となります。駐車場部分も含めて申請する場合は、マンション共用部の電気使用量を含めて算定していただくため、申請範囲はマンション共用部を含める必要があります。ただし、マンション共用部は住宅用途とみなしますので、マンション共用部に対する削減対策は、クレジットの対象外となります。	

都内中小クレジットに係る質問・回答集

2018.4.1

連番	項目	No.	質問	回答	備考
13	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(13)	建物全体を事業所範囲として申請したいと考えています。地球温暖化対策報告書の作成について、区分所有の事業所の場合は、それぞれの所有者が自らの持分の範囲の地球温暖化対策報告書を作成すれば、申請することは可能でしょうか。	共有・区分所有の事業所であって、共有者又は区分所有者が自らの所有範囲(持分)のみについて地球温暖化対策報告書を提出している場合であっても、当該地球温暖化対策報告書の添付資料に事業所全体のエネルギー使用量(電気、都市ガス及びその他の燃料等)が報告されていれば、申請事業所範囲の全てが地球温暖化対策報告書の報告範囲に含まれているとみなします。(算定ガイドラインp79) <備考>申請事業所を含む複数事業所について、既に地球温暖化対策報告書を提出している場合は、申請事業所単独について改めて提出する必要はありません。同意を得た者が削減量の認定申請を行う場合は、認定申請を行う事業所範囲を含む地球温暖化対策報告書を所有者又は使用者が提出していなければなりません。(算定ガイドラインp79)	2013/4 追加
14	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(14)	申請している事業所の所有者が変更されました。前所有者が事業所を所有していた年度について、まだ削減量認定申請をしていません。この場合、前所有者が所有していた年度については、前所有者がクレジットを取得することが可能でしょうか。	事業所の所有者に変更があった場合は、当該変更の日から30日以内に東京都へ当該変更を届け出てください。届出以降は新所有者が申請者となり、届出以降に行う削減量認定申請により得られるクレジットは、過去のものであっても基本的に新所有者が取得することになります。前所有者が所有していた年度についてクレジットを得るためには、新所有者の同意書(4号様式)が必要です。	2014/4 追加
15	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(15)	区分所有の事業所です。一部の所有者が変更になる場合は、その変更になる所有者についてのみ、都内中小クレジットに係る設備更新権限者等変更届(第9号様式)を提出すれば良いのでしょうか。	区分所有の建物で、一部の所有者が変更になった場合は、変更した方のみ以下の書類を提出していただければ結構です。 ・都内中小クレジットに係る設備更新権限者等変更届(第9号様式) ・変更後の設備更新権限者が設備更新権限を有することを証する書面 ・都内中小クレジットの申請に係る同意書(第4号様式)(クレジット同意申請者がいる場合に限り)	2014/4 追加
16	1. 都内中小クレジットの申請者及び対象となる事業所	(16)	ある事業所で、建物の隣に機械式駐車場が建っている。機械式駐車場の電力は当建物から送られているおり、エネルギー管理の連動性に該当する。機械式駐車場を事業所範囲に含めるべきと思うが、面積はどのように考えればよいのか？	機械式駐車場の場合は、水平投影面積としてください。(機械式駐車場のみの別棟がある今回の場合は、1Fの面積としてください)	2017/4 追加
17	2. 発行可能な削減量	(1)	算定における端数処理はどのようにしたらよいですか？	基準排出量、年度ごとの算定年度排出量、算定年度削減量及び推計削減量は、小数点以下の切捨てを行い、整数値とします。なお、算定の途中においては、端数処理を行いません。	
18	2. 発行可能な削減量	(2)	算定書の第3号様式その2・エネルギー使用量に灯油や重油の量を記入する場合、灯油や重油の購入量を記入しなければなりませんか。使用量ではだめでしょうか。	使用量は認められません。購入量の記録として、購買伝票等を提出してください。	
19	2. 発行可能な削減量	(3)	非常用発電機があります。非常用発電機の燃料についても基準排出量等に含めなくてはならないのでしょうか？	都内中小クレジットの場合、非常用発電機の燃料については、基準排出量等を算定しないことができます。(算定ガイドラインP12)	
20	2. 発行可能な削減量	(4)	所有者に変更があった後、対策工事を実施し、中小クレジットを申請したい場合、前オーナーの基準排出量の購買伝票が揃わない場合があります。この場合、中小クレジットの申請ができますか。	購買伝票またはこれに代わるものとして電気及びガス購入会社の押印のある使用量証明書が必要となります。前オーナーから収集していただく必要があります。事業所のエネルギー使用量の一部の場合であって、前のオーナーから収集できなかったものについては、基準排出量として算定しないこともできます。(算定年度排出量には含めなくてはなりません。)	
21	2. 発行可能な削減量	(5)	自社ビルで中小クレジットの申請を検討しています。今年照明更新の工事を予定しておりますので、早々に事前届出書を出すつもりです。一方で、5年以内に増築する可能性があります。この場合、手続き上どのような対応をとればよいのでしょうか。	「基準排出量は、床面積の増減、用途変更、設備の増減等が発生した場合であっても変更できない。」(算定ガイドラインP12)となります。そのため、増築部分も含めて、基準排出量から総量削減を達成いただく必要があります。また、クレジットは最大5年間発行されますが、増築前までの期間分(たとえば、3年分、4年分)のみの発行も可能です。	
22	2. 発行可能な削減量	(6)	テナントビルの場合テナントの入居率に応じてエネルギーの使用量が大幅に変わりますので、対策前後のエネルギー使用量について、テナントの入居率が分かっている場合は、入居率補正等を考慮したエネルギー使用量としてもよいのでしょうか。	入居率等の補正を用いることはできません。また、「基準排出量は、床面積の増減、用途変更、設備の増減等が発生した場合であっても変更できない。」(算定ガイドラインP12)となります。そのため、入居率に関係なく、各年度、基準排出量から総量削減を達成いただくことが必要です。	

連番	項目	No.	質問	回答	備考
23	2. 発行可能な削減量	(7)	当事業所では電気、低圧ガスの他に、プロパンとブタンを使用しています。 プロパンとブタンは別々の会社から購入しており、購買伝票が別々となっております。算定書その2のエネルギー種別の欄にはLPGはありますが、プロパンとブタンはどのように記入すればよろしいでしょうか。	プロパン、ブタンは一般的にLPGと判断できるため、プロパンの使用量とブタンの使用量を合算し、LPGとして算定書に記入してください。	
24	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(1)	算定ガイドラインP20の「認定基準で認める削減対策は、既にある設備危機についての更新等を対象とし、次に掲げるものは対象外とする」「ウ 機器を構成する一部分の交換」とは、省エネ制御の導入の場合、具体的にどのようなことですか。	空調用ポンプを例にあげますと、元々制御の入っていない空調用ポンプに、インバータを導入して変流量制御を行う場合は、クレジットの対象となります。	
25	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(2)	対策後、エネルギー使用量を把握するためにメーターを個別に取り付ける必要はありますか。	必ずしも必要ではありません。対策削減量の算定方法は、対策後のエネルギー使用量の実績値の代わりに推計値を用いる方法もあります。ただし、「高効率熱源機器の導入」のうち生産プロセス用の蒸気ボイラーの導入、「高効率エアコンプレッサーの導入」、「その他の高効率ポンプ・ブロワ・ファンの導入」及び「高効率工業炉の導入」においては、対策後のエネルギー使用量の計量器による実測が必要です。	
26	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(3)	地域冷暖房から自己熱源(パッケージ形空調機も含む)への更新は、クレジットとして認められますか。	クレジットの対象外となります。	
27	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(4)	オフィスビル内にテナントとして飲食店が数か所あるが、建築基準法に基づく用途別床面積で全て事務所である場合は、算定書に記載する用途別床面積はどのように記載しますか。飲食店があっても事務所でよいですか。	飲食店用途がある場合は、商業施設(飲食)として面積を記載してください。ただし、複数の飲食店の合計の床面積が100㎡未満の場合、商業施設(飲食)に含めず、事務所に含めて結構です。なお、検証時には、面積の数値について求積図等の根拠書類が求められます。また、用途については、検証機関が現地で確認します。	
28	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(5)	用途別床面積に関しての駐車場の扱いは、共用部の扱いとして、専有部の面積比で案分して計上していますが、よろしいでしょうか。	駐車場は共用部扱いとして案分して算定してください。	
29	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(6)	算定書の「実施年度」は工事着手年度ですか、完了年度ですか。	工事完了年度です。 (なお、削減対策の実施年度とは、工事終了後に当該工事により改修された範囲の使用を開始した日の属する年度のことであり、(算定ガイドラインP21))	
30	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(7)	中小クレジット算定ガイドラインP20 (1)対象「既にある設備機器についての更新(機器を構成する一部分の交換は除く。)等を対象とし、次に掲げるものは対象外とする。」とありますが、算定書に記入する際、増設(追加)した機器については記入しなくてもよろしいでしょうか。	増設(追加)した機器については記入しなくても結構です。	
31	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(8)	認定基準を満たす機器更新を行う際、設備機器は他社から購入するが、工事自体は自社で行う予定である。この場合、中小クレジットは認められるか？	検証機関は、中小クレジット申請者以外の第三者により作成された書類により検証を行います。よって、都内中小クレジット算定ガイドラインP68～69にある検証機関に提出する書類のうち、キの書類(削減対策項目の実施後の内容が分かる書類)は、中小クレジット申請者から工事を請負った業者により作成されたものを想定しています。(算定ガイドラインP20) ご質問の自社工事の場合は、力の書類について、第三者性が認められないため、工事を自社で行う場合は中小クレジットとして認められません。 なお、ガイドラインで表記されている「施工業者」とは、自社以外の“工事を請け負うことができる業者”を示しています。	
32	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(9)	※前提条件 当事業所は1～3階が事務所、4階が住居である。電気、ガス共に2用途で引き込みは分かれており、メーターも設置されているため、計測も可能です。今回申請しようとしているのは、1～3階事務所の空調機更新工事です。 1) 1～3階の事務所と4階の住居は、原則電気は別ですが、事務所と住居で共有している上水の加圧給水ポンプは、事務所側のキュービクルから電源を取っています。その場合、申請部分は1～3階で問題ないでしょうか。 1) 1～3階事務所の空調機更新工事は、屋外機が3台、室内機が12台です。そのうち、テナント工事として、室内機3台を設置する予定です。全体で3系統に分かれています。テナント工事分の3台は1系統にまとまっていますが、その系統には所有者工事の室内機も付いています。テナントの同意書を添付すれば申請は可能でしょうか。	1) 事務所部分で申請する場合は、加圧給水ポンプの電気使用量を含めて申請すれば、事業所範囲の設定として問題ありません。 2) 屋外機の効率向上による削減量がクレジットの対象となりますので、室内機のみを所有しているテナントから同意書を取得する必要はありません。	2013/4 追加

連番	項目	No.	質問	回答	備考
33	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(10)	都内中小クレジット算定ガイドラインによれば、遮熱フィルムの貼付は、日本ウィンドウ・フィルム工業会における建築フィルム1・2級技能士による施工が必要となっております。規模が大きい改修工事であり、現場に多人数の職人が入り、監督レベルだけが当該資格を保有している場合は、要件に該当すると言えるのでしょうか。	算定ガイドラインの認定基準では、1・2級技能士の現場施工による性能を求めています。したがって、監督レベルのみ有資格者では認められません。なお、当該工事が、建築フィルム1・2級技能士の技術資格を有する者の施工により行われたことを示す書類を、検証時、削減量認定申請時の根拠書類として提出してください。	2013/4 追加
34	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(11)	簡易法において、照明の対策に係る年間点灯時間を3000時間とするなどというように稼働時間に決まりがあります。高効率エアコンプレッサーの場合には、そういった決まりはありますか。	削減対策項目は、その内容により、実測値を利用する場合、推計値を利用する場合、対策後のエネルギー使用量の計量の有無にかかわらず、それらのいずれかの方法を利用する場合の3パターンを選択できるようになっております。ご質問の高効率エアコンプレッサーの場合は、ガイドラインの別表第1にあるように、実測値を利用する場合に限定(計量器の設置が必要)される対策ですので、稼働時間は勘案しません。	2013/4 追加
35	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(12)	パッケージ形空調機と照明器具を更新する工事を行って、対策削減量を算定する場合について質問です。算定書メインシートの用途別床面積を記入して、パッケージ形空調機は用途ごとの標準使用状況にて算定する方法(簡易法ではない方法)で算定を行い、照明器具は「室用途」欄を空欄にして簡易法による算定を行うといった、用途ごとの標準使用状況にて算定する方法と簡易法とを混在させることはできますか。	同一の削減対策項目においては、用途ごとの標準使用状況にて算定する方法と簡易法とを混在させることはできませんが、ご質問のようにパッケージ形空調機と照明器具の更新の場合など、異なる削減対策項目においては、それぞれの削減対策項目ごとに、用途ごとの標準使用状況にて算定する方法と簡易法とを選ぶことができます。	2013/4 追加
36	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(13)	平成26(2014)年度に、プレミアム効率(IE3)モータが搭載されている高効率空調用ポンプを導入する工事を完了しました。しかし、算定ガイドラインでは、プレミアム効率(IE3)モータの削減対策項目の適用年度は平成27(2015)年度以降に工事が完了したものに限り、とされています。ただ、プレミアム効率(IE3)モータはIE2を満たしているため、高効率(IE2)モータとして認められるのでしょうか。	削減対策として認められます。 2014.4.1版以前の算定ツールを用いる場合は、JIS高効率モータを選択してください。 2015.4.1版の算定ツールを用いる場合は、対策実施年度の欄は工事が完了した「2014」を記入し、プレミアム効率(IE3)モータを選択してください。	2015/4 追加
37	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(14)	【1.1 高効率熱源機器の導入】 プールの昇温と給湯兼用のボイラーを高効率のものに更新する場合、「高効率熱源機器の導入」に該当するでしょうか。該当する場合、計算式は暖房の全負荷相当運転時間による計算でよろしいでしょうか。	更新後のボイラーが算定ガイドラインP30 表2.4.2 に定める水準以上である場合、「高効率熱源機器の導入」に該当しクレジットの対象となります。また、「高効率給湯システムの導入」の認定基準を満たしていれば、「高効率給湯システムの導入」で算定することもできます。ただし、「高効率熱源機器の導入」及び「高効率給湯システムの導入」の両方でクレジットを算定することはできません。いずれかを選択してください。 実績値でなく推計値を採用される場合、実際の運転時間にかかわらず、算定基準の用途別全負荷相当運転時間で推計されることとなります。 旧設備での実測値が計量されていなくても、対策後の設備が計量されていれば、実際の当該設備で消費したエネルギー消費量からクレジットに係る対策削減量を算定することができます。	
38	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(15)	【1.1 高効率熱源機器の導入】 燃料転換によって、ボイラーの効率が良くなった場合、都内中小クレジットの対象となりますか。	高効率熱源機器を導入した場合のみ該当します。 ご質問のように、設備機器を更新せずにボイラー効率が良くなった場合は該当しません。	
39	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(16)	【1.1 高効率熱源機器の導入】 ①蒸気貫流ボイラーの能力を算定書に入力したいが、単位が「kW」となっており、「kg/h」で入力できません。 ②メーカーの仕様ではボイラー効率は0.90(低位発熱量)となっているが、算定書では0.81と自動で表示され合いません。	①能力はkWに換算して入力してください。換算蒸発量[kg/h]に0.625を乗じると[kW]に換算できます。 ②算定ガイドラインP30の認定基準のとおり、ボイラー効率は高位発熱量を基準にして算定していますので、低位発熱量のボイラー効率とは数値が異なります。蒸気ボイラー(貫流)の場合、ボイラー効率が0.86以上のものが認められます。	
40	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(17)	【1.1 高効率熱源機器の導入】 温水ボイラーの導入予定で、用途は工場であるが、別表1の表3全負荷相当運転時間が事務所の時間になってしまう。実際はかなり稼働しています。数値の変更はできませんか。	算定書(第3号様式)のメインシートの用途別床面積で工場などのその他用途の場合は、事務所用途の運転時間が適用されます(算定ガイドラインP15)。実態に即した削減量とする場合は、推計値ではなく実績値で算定する必要がありますので検討ください。実績値での算定の場合、「対策後のエネルギー使用量実績値」欄に対策後の実績値を入力してください。実績値を使用する場合の計量器の仕様等は算定ガイドラインP14にて確認してください。	
41	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(18)	【2.1 高効率パッケージ形空調機の導入】 マルチタイプ(空冷ヒートポンプ)のパッケージ形空調機の屋内機を天井埋め込みタイプへ更新する場合、認定基準の「2.1高効率パッケージ形空調機の導入」「2.2高効率空調機の導入」のどちらに該当しますか。	マルチタイプ(空冷ヒートポンプ)のパッケージ形空調機の屋外機を天井埋め込みタイプに更新する場合、室内機もあわせて認定基準に適合する機種に更新する場合は、「区分2.1高効率パッケージ形空調機」に該当します。	

連番	項目	No.	質問	回答	備考
42	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(19)	【2.1 高効率パッケージ形空調機の導入】 水蓄熱パッケージ型空調機のCOP算出に使用する冷房・暖房能力及び消費電力は、蓄熱非利用時の冷房・暖房能力及び消費電力でよいですか。	水蓄熱パッケージ型空調機のCOP算出に使用する冷房・暖房能力及び消費電力は、蓄熱非利用時の冷房・暖房能力及び消費電力となります。(算定ガイドラインP37)	
43	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(20)	【2.1 高効率パッケージ形空調機の導入】 既存のファン付電気ヒーターをGHPに更新する場合、「高効率パッケージ形空調機の導入」に該当しますか。 該当する場合、計算式は暖房の全負荷運転時間で計算してよいですか。	更新後のパッケージ形空調機が中小クレジット算定ガイドラインP38表2.4.4 に定める水準以上である場合、導入となります。実績値でなく推計値を採用される場合、実際の運転時間にかかわらず、算定基準の用途別全負荷相当運転時間で推計してください。	
44	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(21)	【2.1 高効率パッケージ形空調機の導入】 PAC空調機の更新を検討しております。対策前に比べ設備容量が増加する機器への更新でもクレジットは認められますか？	高効率機器の導入については、新築、増築又は室用途の変更(事務室からサーバー室に変更する場合など)に伴う設備容量の増強や台数の増設による追加分の設備機器(以下「追加設置機器」という。)への削減対策は対象外となります。追加設置機器に該当しない場合は、能力が増加しても認められます。ただし、最終的に、対策実施後の算定年度排出量が、基準排出量より増加している場合は、その年度のクレジットは発行されないのをご確認ください(算定ガイドラインP11)	
45	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(22)	【2.1 高効率パッケージ形空調機の導入】 GHPのCOPが認定水準を満たしているか確認したいのですが、稼働の消費電力分を加えて算出しなければなりませんか。	GHPの場合、定格冷房/暖房能力と燃料消費量で認定水準を満たしているか判断します。消費電力は含めません。(算定ガイドラインP38)	
46	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(23)	【2.1 高効率パッケージ形空調機の導入】 削減対策として入れたパッケージ形空調機は屋外機1台に対し室内機が2台で1組となっており、屋外機と室内機が同一電源となっています。その場合、消費電力はどの値を入力すればよいでしょうか。	屋外機と室内機が同一電源の場合は、屋外機と室内機1組の合計値で判断します。この場合の消費電力は、屋外機1台+室内機2台を1組として合計の消費電力を記入してください。	2014/4 追加
47	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(24)	【2.3 全熱交換器の導入】 既存は、空調機械室にガラリがあり、成行による外気供給から、更新後は全熱交換器による外気供給とする場合、クレジットの対象となりますか。	クレジットの対象となります。ただし、お伺いした内容の場合、全熱交換器を導入することにより、導入外気量によっては、交換効率分を差し引いても、外気負荷が増え、CO2削減ができない可能性がありますので、十分ご検討ください。	
48	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(25)	【2.5 空調の省エネ制御の導入】 室外機の中のコンプレッサーを下記のように間欠運転できる場合、空調機の間欠運転制御に該当しますか。 ・スケジュール制御を行い、コンプレッサーを12分動かし、3分停止するといったような運転を行っている。 ・それにより約20%の削減効果がある。 ・対策要件(6)に記載されているように空調機ファンの発停は行っていない。	温度制御により空調機ファンの発停を行っていない場合は、空調機の間欠運転制御に該当しません。	
49	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(26)	【2.5 空調の省エネ制御の導入】 還気温度により空調機ファンのインバータを比例制御しますが、空調機とは別置きの変風量制御としてクレジットの対象となりますか。	ご質問の別置きの還気ファンも、対策要件を満たしていればクレジットの対象となります。	
50	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(27)	【2.5 空調の省エネ制御の導入】 デマンド制御により、パッケージ形空調機の室外機をインバータで制御しようと考えておりますが、本項目に該当するでしょうか。	デマンド制御によるパッケージ形空調機室外機のインバータ制御は、【2.5 空調の省エネ制御の導入】に掲げる削減対策項目には該当しません。	2013/4 追加
51	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(28)	【3.1 高効率照明器具の導入】 既設器具本体のみ残して、ランプ・安定器・ソケット・反射板を更新する場合は、器具更新とみなし、クレジットの対象となりますか。	既設器具本体のみ残して、ランプ・安定器・ソケット・反射板を更新する場合は、器具更新とみなします。なお、認定基準に記載されているとおり、「既存照明器具を更新する場合」がクレジットの対象ですので、ランプと安定器のみの交換は、クレジット対象外です(LEDランプ交換のみ、認定基準の対策要件(4)を満たせば認められます)。(算定ガイドラインP46)	
52	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(29)	【3.1 高効率照明器具の導入】 ①対策要件(4)の直管形LEDランプに「既設照明器具にそのまま装着するタイプ(既設安定器接続)は対象外とする」と記載されています。 既設照明器具に設置はするが、安定器を外し、LED電源用に変更する場合、「適用」と認められるか。 ②LED電球の口金に対する制限はあるのでしょうか。	①安定器を外し、「電源内蔵かつ商用電源直結形」「電源非内蔵かつ外付電源ユニット形」であれば、「適用」となります。 ②LED電球の口金に対する制限はありません。	
53	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(30)	【3.1 高効率照明器具の導入】 算定書・照明器具シートの室用途を入力する欄で、工場部分はどれをプルダウン選択すればよいですか。	事務室として入力してください。(算定ガイドラインP155)	

連番	項目	No.	質問	回答	備考
54	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(31)	【3.1 高効率照明器具の導入】 誘導灯で認められている冷陰極管は、一般の照明では対象外ですか？	対象外となります。	
55	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(32)	【3.1 高効率照明器具の導入】 対策要件(4)にLEDの直管形ランプについて要件がありますが、器具はそのまま既存の蛍光灯器具を使用した上で、蛍光灯の安定器を撤去、LED専用コンバーターを取り付ける場合は、対象となりますか。	直管形LED ランプについては、算定ガイドラインに記載のとおり、『「電源内蔵かつ商用電源直結形」及び「電源非内蔵かつ外付電源ユニット形」を対象とし、既設照明器具にそのまま装着するタイプ(既設安定器接続形)は対象外とする。』となりますので、質問の内容から判断すると対策要件を満たします。	
56	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(33)	【3.1 高効率照明器具の導入】 照明をHf化(32W)すると同時に初期照度補正制御付(初期値は28Wになる)のものに更新する。算定書の記入方法がわかりませんか。 3.1の項目で初期照度補正値の28Wを記入するののみのでしょうか。3.1の項目ではHf32Wで入力し、3.4の項目についても記入してもよいのでしょうか。	ご質問の場合、3.1及び3.4の項目でクレジット対象となります。「3.1高効率照明器具の導入」については、初期照度補正制御時の消費電力ではなく、制御無し時の定格消費電力を記載してください。「3.4照明の省エネ制御の導入」についても同様に記載してください。消費電力については、ランプワット数(32W)と異なる場合がありますので、仕様書等で確認して入力してください。	
57	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(34)	【3.1 高効率照明器具の導入】 直管形LEDランプ交換で、安定器及びソケットを交換するタイプのものを更新予定であるが、器具効率についてはメーカーの仕様がありません。	LEDランプ交換の場合は、ランプ全光束およびランプの消費電力の確認ができれば結構です。算定ガイドラインP46 対策要件(5)に記載されている通り、LED ランプ交換の場合、定格光束(lm)は、ランプ全光束(lm)に補正率0.9 を乗じて得られた数値とします。	
58	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(35)	【3.1 高効率照明器具の導入】 LED電球を購入し、自社で設置工事したので、工事の証明となるものはありません。購入の伝票はあるが、3事業所まとまったものです。照明配置計画図はあるが、スポットダウンライトのレールのみであり、電球の数の記載はありません。照明のみで申請したいが、可能でしょうか。	都の中小クレジット制度は、省エネに資する機器の更新に伴うクレジット量を認定するという制度になっており、省エネ機器への更新については、根拠について第三者性を求めています。よって、自社でLEDランプ交換を実施されたケースでは認定できません。(算定ガイドラインP20) なお、ご質問のLEDランプ交換ですが、に記載されているように、LEDランプ交換に限っては施工業者による工事関連の書類に代えてビルメンテナンス業者等による証明書でもよいと条件を緩和しています(算定ガイドラインP47の(7))。	
59	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(36)	【3.1 高効率照明器具の導入】 高効率照明器具の導入でHf蛍光ランプが対象ですが、Hfであれば防爆タイプでも対象なののでしょうか。	対策前にHfが導入されていない、対策後にHfを導入する場合は、防爆等タイプを問わず対象となります。	
60	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(37)	【3.1 高効率照明器具の導入】 算定書の記入方法について教えてください。 クリプトンランプからLEDに変更しました。LEDは器具ごと交換しました。なお、器具はダウンライトです。 ①算定書の対策項目のランプ種類には、LED(直管型以外)の器具更新に「○」を記入すればよろしいでしょうか。 ②メーカーの仕様書にはランプ光束のみ記載があり、器具の光束は記載がありません。このような場合、1台当たりの定格光束の欄には、ランプ光束を算定書に記入すればよろしいでしょうか。 ③ランプの消費電力は、LED5W、器具5Wとメーカーの仕様書に記載があります。この場合、1台当たりの消費電力は5Wでよろしいでしょうか。	①ご質問のとおり、LED(直管形以外)の器具更新に「○」を記入して下さい。 ②1台当たりの定格光束(lm)には、ランプ光束ではなく、器具光束を記入して下さい。器具光束が不明な場合は、メーカーに問い合わせして下さい。また、1台当たりの定格光束(lm)の記載は、LEDの場合のみ必要です。 ③ご質問のとおりで結構です。	2013/4 追加
61	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(38)	【3.1 高効率照明器具の導入】 蛍光灯照明器具のランプ消費電力のうち、蛍光灯ランプそのものの消費電力はランプ本体の、16ワット表記なのか、ランプ銘板に記載されている23Wという表記なのか、判断がつきません。 ランプ表記は、通常は呼びワット数であることが多く、本件も照明器具に記載された23Wがランプそのものの消費電力と考えられます(安定器込で26Wです)。 この場合、算定書のランプワット数の欄には、16W、23Wのどちらを記入すればよろしいでしょうか。計算には反映されないため、空欄でよろしいでしょうか。	空欄とはせずに、ランプ種類を表すワット数を記載してください。つまり、今回の場合は、16Wと記載していただければ結構です。	2013/4 追加
62	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(39)	【3.1 高効率照明器具の導入】 LEDのランプ交換を行います。この場合、算定書の1台当たりの定格光束(lm)の欄には、ランプの全光束を記入すればよろしいでしょうか。	LED ランプ交換の場合、1 台当たりの定格光束はランプ1 灯当たりのランプ全光束、1 台当たりの消費電力はランプ1 灯当たりの消費電力、台数はランプの灯数を記入してください。補正率0.9 を乗じた値を記入しないでください。(補正率は自動計算されます。) (算定ガイドラインp156)	2013/4 追加
63	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(40)	【3.1 高効率照明器具の導入】 【3.2 高輝度型誘導灯の導入】 しゅん工図の機器表に、室用途の記載があります。その場合でも全フロアの照明器具の配置図の提出は必要でしょうか。	室用途と照明器具の配置の整合性確認、また事業所範囲内の工事であるかの確認が必要であるため、全フロアの照明器具の配置図の提出が必要です。	2013/7 追加

連番	項目	No.	質問	回答	備考
64	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(41)	【3.1 高効率照明器具の導入】 【3.2 高輝度型誘導灯の導入】 しゅん工図の機器表に、室用途の記載があります。その場合でも全フロアの照明器具の配置図の提出は必要でしょうか。	室用途と照明器具の配置の整合性確認、また事業所範囲内の工事であるかの確認が必要であるため、全フロアの照明器具の配置図の提出が必要です。 但し、簡易法を用いる場合でかつ建物全部を事業所範囲とする場合は、機器一覧表のみでも可とします。	2014/4 追加
65	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(42)	【3.1 高効率照明器具の導入】 【3.4 照明の省エネ制御の導入】 「3.1 高効率照明器具の導入」と「3.4 照明の省エネ制御の導入」の両方を、対策後の電気使用量実績値によって削減量認定申請する予定です。両方の削減対策項目シートに実績値を記入すると、いずれのシートにも両方の対策が反映されてしまい、対策削減量が二重に形状されてしまうのではないのでしょうか。	電気使用量の実績値を用いて申請する場合でも、対策削減量は省エネ率を用いて対策ごとの削減量のみが計上されるようになっていきます。(算定ガイドライン別表第1参照。) 両方の削減対策項目シートに、同じ電気使用量の実績値を記入してください。	2015/4 追加
66	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(43)	【3.3 高効率変圧器の導入】 「超高効率変圧器とは、トップランナー基準からさらにエネルギー消費効率を約20%以上低減したものと」と算定ガイドラインp.50にありますが、「約20%以上」とは具体的にいくつまで認められますか。	トップランナー基準からさらにエネルギー消費効率を、小数点以下第二位を四捨五入して20%以上、低減したものとします。	2013/7 追加
67	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(44)	【3.3 高効率変圧器の導入】 平成26(2014)年度に、トップランナー変圧器2014を導入する工事を完了しました。しかし、算定ガイドラインでは、トップランナー変圧器2014の削減対策項目の適用年度は平成27(2015)年度以降に工事が完了したものに限り、とされています。ただ、トップランナー変圧器2014はトップランナー基準の第一次判断基準も満たしているため、トップランナー変圧器(2006)として申請することは可能でしょうか。	削減対策として認められます。 2014.4.1版以前の算定ツールを用いる場合は、JEM高効率変圧器を選択してください。 2015.4.1版の算定ツールを用いる場合は、対策実施年度の欄は工事が完了した「2014」を記入し、トップランナー変圧器2014を選択してください。	2015/4 追加
68	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(45)	【3.4 照明の省エネ制御の導入】 本項目では、Hf蛍光灯やLED照明器具に照明の省エネ制御が導入されていないなど、照明器具に決まりはあるのでしょうか。	照明器具に決まりはございません。 都内中小クレジット算定ガイドラインの対策要件に定められている内容の制御が導入されていれば結構です。	2013/4 追加
69	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(46)	【3.4 照明の省エネ制御の導入】 昼光利用照明制御については、明るさセンサー又はセンサー内蔵の照明器具がおおむね窓面より3m以内にあればよいと記載がありますが、センサーが3m以内であって、制御を受ける照明器具が3mより奥にある場合にその器具はクレジットの対象としてよいのでしょうか。	ガイドライン記載のとおり、センサーがおおむね窓面より3m以内であれば、照明器具の位置は問われないため、認定基準を満たしているとして結構です。 ただし、明るさセンサーの位置とその制御範囲によっては、昼光利用による制御が有効でない場合があります。窓際にセンサーを設置する場合は、昼光利用ができる窓際のみを制御範囲とし、昼光を有効に利用することが重要となります。(算定ガイドラインp51)	2013/4 追加
70	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(47)	【4.1 高効率給湯システムの導入】 大容量のコジェネを導入する場合、ガスエンジン給湯器として含めてよいですか。	ガスエンジン給湯器は、発電出力が10kW未満の給湯器が対象です。	
71	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(48)	【4.2 エレベーターの省エネ制御の導入】 「エレベーターに可変電圧可変周波数制御方式が導入されている場合を対象」とありますが、可変電圧可変周波数制御のないエレベーターに可変電圧可変周波数制御を導入すれば中小クレジットの認定基準を満たすと考えてよいですか。可変電圧可変周波数制御の導入されたエレベーターへ更新する必要はないのですか。	ご質問の通りと考えていただいてもよろしいです。可変電圧可変周波数制御の導入されたエレベーターへ更新する必要はありません。	
72	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(49)	【4.3 高効率エアコンプレッサーの導入】 インバータ制御のないコンプレッサーにインバータを導入した場合は、中小クレジットの認定基準を満たすと考えてよいですか。	制御のみの導入は、4.3の認定基準は満たしません。古いコンプレッサーを高効率コンプレッサー(インバータ制御、プレミアム効率(IE3)モータ、高効率(IE2)モータなど)に更新した場合のみ認められます。	
73	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(50)	【4.5 高効率冷凍冷蔵設備の導入】 ①1台の冷凍機に複数のショーケースが接続されている場合、冷凍機及び一部のショーケース、または一部のショーケースを更新した場合は、認められるか。 ②平型ショーケースの場合、照明がない。その場合の評価について	①冷凍機と一部のショーケースを更新した場合は、更新した機器について評価してください。更新した冷凍機にインバータ圧縮機が導入され対策要件を満たしていれば、クレジットの対象となります。また、ショーケースに高効率照明が導入され対策要件を満たしていれば、クレジットの対象となります。 ②インバータ圧縮機が導入され対策要件を満たしていれば、クレジットの対象となります。	

連番	項目	No.	質問	回答	備考
74	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(51)	【4.5 高効率冷凍冷蔵設備の導入】 多段ショーケースを平置ショーケースへ更新します。多段型は各段に蛍光灯が付いていました。更新する平置ショーケースの照明は、標準装備されておらず、純正オプションのT5管タイプを取り付けたい。クレジットの対象として認められますか。	検証時に、根拠書類によって仕様を示すことができれば認められます。	
75	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(52)	【4.5 高効率冷凍冷蔵設備の導入】 冷凍冷蔵倉庫への対策で、コンプレッサユニット、コンデンシングユニット、ユニットクーラーをそれぞれ更新します。一体型ではありません。インバータ圧縮機が導入されていれば、クレジットの対象となりますか。 また、コンプレッサユニットのみの更新でもクレジットの対象となりますか。	いずれの場合もクレジットの対象となります。(算定ガイドラインP57)	
76	4. 都内中小クレジットの対象となる削減対策と附帯条件(認定基準)	(53)	【4.7 高効率ガラス等の導入】 「透明ガラス+遮熱フィルム」とありますが、「透明」には磨りガラス、金網ガラス等は含まれますか。	含まれます。	
77	5. 事前届について	(1)	事前届で提出する第一号様式(都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書)その2の、「推計削減量(見込)」とは、1年間分推計削減量(見込)を記載するのですか？	発行可能な期間分の推計削減量(見込)を記載してください。算定書その1の推計削減量合計の欄に記載してください。 例)2010年度以降に実施した対策については、5年間分が発行可能なので、5年分の推計削減量(見込)を記載してください。	
78	5. 事前届について	(2)	都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書の提出をする前に、必ず地球温暖化対策報告書の提出をしないといけないのでしょうか。	都内中小クレジットの対象となる事業所は、都内中小クレジットの削減量を算定する年度について、毎年度地球温暖化対策報告書の提出が必要となります。 例えばH22年度のクレジットの認定を受ける場合は、H22年度実績分の地球温暖化対策報告書をH23年8月末日(任意提出事業者は12月15日)までに提出していただく必要があります。 都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書提出前に地球温暖化対策報告書の提出は必要ありません。 (算定ガイドラインP79、P81)	
79	5. 事前届について	(3)	事前届の際に提出する書類についての質問 ①設備更新権限を有することが分かる書類には「全部事項証明書(表題部(必須)と権利部が記載)」と記載されています。表題部はあるが権利部が無い場合、表題部のみの提出でよいですか。 ②不動産の登記をしておらず登記事項証明書が無い場合、それに代わる書類を提出して事前届として認められますか。認められる場合、どのような書類を提出すればよいですか。固定資産税を払っている履歴はあるため固定資産の台帳は存在しています。それを提出することでもよいですか。	①登記事項証明書に表題部があり権利部が無い場合は、固定資産税納税通知書等の設備更新権限を有していることを示す書類を提出してください。 ②未登記であり登記事項証明書が無い場合には固定資産税・都市計画税納税通知書をご提出下さい。	
80	5. 事前届について	(4)	追加工事を実施する場合、追加工事ごとに竣工予定日の30日前に事前届を提出しなければなりませんか。	事業所範囲の認定後は、事業所範囲の変更がない限り、その後の追加工事実施による事前届の必要はありません。	
81	5. 事前届について	(5)	注文書や注文請書を工事契約書の代替書類とすることは可能でしょうか。	注文請書を工事契約書の代替書類とすることは可能です。ただし、削減対策項目が明記されたものに限りです。漠然とした表記、例えば、「●●ビルの省エネ対策工事」などと記載されているものについては認められません。	
82	5. 事前届について	(6)	事前届時に、床面積を記載するのですが、登記もしゅん工図もない場合、第三者(施工会社)が作成した図面(床面積入り)の添付でも良いですか。	床面積の確認で、既存の図面がない場合、第三者(設計事務所、施工会社等)の作成図面でも結構です。 一方で、設備更新権限があることを示す書面については、提出が必要です。 建物オーナーの場合であって、未登記等の場合は、代替資料として「固定資産税納税通知書(課税明細書を含む)」の写し等を提出してください。	
83	5. 事前届について	(7)	表示登記のみをしている物件の必要書類として、「登記簿謄本(表題部)+固定資産評価証明書」を提出すればよろしいでしょうか。	申請事業所の所在地の確認、設備更新権限の確認ができれば、固定資産税納税通知書(課税明細書含む)のみで構いません。	
84	5. 事前届について	(8)	事前届では、表示登記、定期報告書、確認申請等では、面積の算出の仕方が異なりますが、それぞれの書類においての面積が異なることは問題ありませんか。	事前届は、異なっても問題ありません。 延床面積が証明される根拠書類が必要となります。根拠書類は、登記事項証明書、建築確認の検査済証等のいずれでも構いません。いずれかの面積の値と、第1号様式に記載いただく延床面積又は事業所の床面積が等しいことを検証機関が確認します。	

都内中小クレジットに係る質問・回答集

2018.4.1

連番	項目	No.	質問	回答	備考
85	5. 事前届について	(9)	建物全部で申請します。面積の根拠は登記事項証明書としたいと考えています。登記事項証明書では、屋上階の機械室が面積に入っていない。その場合、事業所範囲は屋上階も含むのでしょうか。	事業所範囲は、メーターの計量範囲に合わせます。そのため、屋上の機械室も事業所範囲に含まれます。ただし、延床面積は登記事項証明書に示されている面積を用いてください。	
86	5. 事前届について	(10)	都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書に取引メーター番号を記入する欄がありますが、テナントが多く、取引メーター番号が20個以上あります。届出書は3つしか欄がありませんが、どのように記入すればよろしいでしょうか。	任意の3つを記載していただければ結構です。なお、事業所範囲として含める場合、検証時や削減量認定申請時には全契約のエネルギー使用量を算定書(第3号様式)に記載する必要があります。	
87	5. 事前届について	(11)	工事契約は済んでいます。工事は1期2期に分かれ来年度にまたいでいますが、契約は一緒に1回、支払いは1期2期別です。その場合の事前届の提出期限はいつですか。また、クレジットの発行については期で分けて発行されるのか。	事前届は1期のしゅん工予定日の30日前までに提出してください。クレジットは、削減対策の実施年度又はその翌年度から5年間発行できます。したがって、クレジットの発行は、1期工事、2期工事それぞれ別年度とすることもできるし、まとめて同じ年度とすることもできます。(なお、削減対策の実施年度とは、工事終了後に当該工事により改修された範囲の使用を開始した日の属する年度のことであり、(算定ガイドラインP21))	
88	5. 事前届について	(12)	事業所は区分所有建物であり、A社とB社が所有しております。都内中小クレジットの申請を第3者であるC社が行う場合、同意書が必要であると考えますが、同意書は区分所有者のA社とB社の連名で提出する必要がありますでしょうか。C社は当該事業所の区分所有者ではなく、テナントとして入居しております。	申請者のC社が、A社とB社からそれぞれ同意書(第四号様式)をもらってください。	
89	5. 事前届について	(13)	2010年度に工事が始まり、2011年度になって完了した場合の基準年度の設定の仕方を教えてください。	都内中小クレジット算定ガイドラインに定める削減対策の「実施年度」とは、「工事終了後に当該工事により改修された範囲の使用を開始した日の属する年度のことであり、(算定ガイドラインP.12、P20)」となります。ご質問の場合、2011年度にすべての部分で工事が完了し、使用を開始した日の属する年度が2011年度である場合は、基準排出量は削減対策の実施年度の直近3か年度(削減対策項目の実施年度を含まない直近3か年度)となりますので、2008、2009、2010年の中から自ら選択した単年度を基準年度としていただきます。(算定ガイドラインP.12、P20)しかし、フロア単位などで工事の完了年度が異なり、使用を開始した年度が複数ある場合、例えば、ご質問の場合で2010年度に使用を開始したフロアなどがある場合は、2007、2008、2009年の中から自ら選択した単年度を基準年度としていただきます。	2013/4 追加
90	5. 事前届について	(14)	事前届の提出日の要件確認を工事契約書にて確認しますが、しゅん工予定日が不確かな場合の対応について教えてください。例えば、しゅん工予定日に該当するのが納期となりますが、「別途お打合せにて」と記載して契約しており、その後、特に打合せが確認できる書類は作成されていません。しゅん工予定日が不明なため、契約後15日以内を期限としてよろしいのでしょうか。または、別途、しゅん工予定日を示す工程表や納期が確認できる書類を提出すればよろしいのでしょうか。その場合、工程表などは社印が無いのが普通ですが構わないのでしょうか。(工事件名が合っていれば問題ないのでしょうか。)	原則として工事契約書、注文書・注文請書にはしゅん工予定日又は納期の明記が必要ですので、記載をしていただくようお願いいたします。記載が無い場合は、認められません。	2013/4 追加
91	5. 事前届について	(15)	契約変更によって、しゅん工日を変更する場合、事前届はいつ提出したらよいでしょうか。算定ガイドラインp62に記載の「契約の日」、「しゅん工の予定日」についてどのように考えたらよいでしょうか。	算定ガイドラインp62で定める「契約の日」とは、契約変更した場合であっても、当初契約の契約日を示します。また、「しゅん工の予定日」は、工期変更後のしゅん工予定日となります。	2013/4 追加
92	6. 検証について	(1)	2010年度以降に実施した対策は5年分の発行が可能です。毎年度検証を受けなければならないのでしょうか。	検証は、単年度分に限定せず、5年分まとめて受けることも可能です。また、一度検証を受けた後、前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲及び燃料等使用量監視点が変わらない場合であって、前回の検証時に確認された推計削減量を変更しないときは、それらの変更がない旨、算定年度のエネルギー使用量の根拠等を直接東京都に提出すれば、2回目の申請から検証無しでも削減量認定申請をすることができます。	
93	6. 検証について	(2)	①購入伝票について ①検証の際、購入伝票が必要になりますが、灯油や重油の購入伝票を紛失してしまった。作業員が目視で灯油や重油の使用量を読み、日報及び月報を作成しているが、それを購入伝票の代わりとしてよいですか。 ②電気の購入伝票が無い場合、東京電力からエネルギー使用量の一覧をFAXでもらっている。この東京電力からエネルギー使用量の一覧を購入伝票としてよいのか。このエネルギー使用量の一覧には社名(東京電力株式会社)及び東京電力の担当者の名前が記載されている。	①認められません。都内中小クレジット算定ガイドラインP74に記載の購入伝票等が必要となります。 ②電気の購入伝票等が無い場合、東京電力が発行するエネルギー使用量の証明書(原本)が必要となります。証明書(原本)には、社印もしくは、社印がなければ、担当者印が必要です。	

連番	項目	No.	質問	回答	備考
94	6. 検証について	(3)	検証ガイドラインP9 「前回の検証時から・・・推計削減量を変更する場合は、改めて検証を受ける必要がある」とありますが、推計削減量の定義には実測を用いる場合も含まれますが、実測を用いる場合は、毎年度推計削減量に変更になるので毎回検証を受ける必要があるということでしょうか。	対策後のエネルギー使用量を使用する方法(実測値利用)で削減量を算定する場合は、対策実施後でクレジットを算定する年度内であれば、申請者が自ら選択した単年度の実測値を利用して算定することができます。この実測値を変更し、推計削減量に変更された場合は、改めて検証を受ける必要があります。(算定ガイドラインP14)	
95	6. 検証について	(4)	中小クレジット化できる削減対策として照明器具の管球交換も含まれることとなりましたが、管球交換を自社で行っており、事前届に必要となってくる、工事契約書等が存在していません。対策を実施したことが分かる資料としては、 ●実施前後の写真 ●LED管球の納品書(業者からのもの) を添付することで実施を証明できると考えています。管球交換を、工事として他社に委託していないと、対策実施としては認められないのでしょうか。 中小規模の事業所の場合、ビル管理会社が常駐しておらず、管球交換を自社で行っているケースは珍しくないと考えますが、その場合は事前申請はどのように行えば宜しいのでしょうか。	都の中小クレジット制度は、省エネに資する機器の更新に伴うクレジット量を認定するという制度になっており、省エネ機器への更新については、根拠について第三者性を求めています。(算定ガイドラインP20) よって、自社でLEDランプ交換を実施されたケースでは認定できません。 なお、LEDランプ交換に限っては施工業者による工事関連の書類に代えてビルメンテナンス業者等による証明書でもよいと条件を緩和しています(算定ガイドラインP47の(7))。	
96	6. 検証について	(5)	聴取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料を保存すること。とあるがどの程度まで保管すべきなのか。	全ての根拠書類を保管することは膨大になりますので、対策項目の概要が分かる図面、資料及び現地写真等を保管してください。また、その他特殊な判断を行った部分については、その根拠を示す書類を保管してください。	
97	6. 検証について	(6)	【検証チェックリスト】 ①基準年度2007年、対策実施年度2009年及び2010年、算定年度2010年のケースで、表紙の「検証の対象年度」に記載するのはどの年度を記載すればよいですか。エネルギー使用量は2007年と2010年を確認済み。 ②「判断理由」は適合の場合であっても、全項目記載の必要がありますか。	①2010(2007)としてください。 (基準年度と算定年度のうち検証で確認した年度を記載してください。なお、基準年度は括弧で囲んでください。) ②適合とした理由について、記載してください。	
98	6. 検証について	(7)	検証ガイドラインp22には現地検証の2か所の考え方について記載がありますが、 ①「2か所」とは全体の2か所でしょうか、削減対策項目ごとでしょうか。 ②「削減対策の種類が複数」とありますが、「削減対策の種類」とはどのように定義されているのでしょうか。対策No.ごとに2か所ずつ検証したほうが良いのでしょうか。	①検証ガイドラインp22のとおり、各削減対策項目シートに対して2か所となります。 ②削減対策の種類とは、対策項目、仕様等の異なる機器ごとと捉えてください。シートごとに2か所であって対策No.ごとの2か所の検証ではありません。検証ガイドラインp22(ア)～(エ)に検証のルールの記載がありますが、主旨としては、極力違うものの2種類をサンプリングして検証いただきたいということです。	2013/4 追加
99	6. 検証について	(8)	検証時に作成する算定書について。検証を、「ア対策実施年度に検証を実施する例」で受検する場合、エネルギー使用量のところは基準年のみの記載でよいでしょうか。購買伝票等は削減量認定申請時に提出します。	ご質問のとおり、基準年度におけるエネルギー使用量をご記入いただいて検証を受けてください。	2013/4 追加
100	6. 検証について	(9)	算定ガイドラインP67に「削減対策項目の追加があったとしても、推計削減量を変更しないのであれば改めて検証を受ける必要はない。」とありますが、削減対策項目が追加されれば当然推計削減量の変更されると思いますが、削減対策項目の追加があったとしても推計削減量が変わらないとは、どういったケースが当てはまるのでしょうか。	削減対策項目の追加があったとしても、その追加分をクレジットの対象としない場合になります。 クレジットの対象にしないので、都内中小クレジット算定書にもその追加分は反映されないこととなります。 よって改めて検証を受ける必要がないとしております。	2013/4 追加
101	6. 検証について	(10)	ガイドラインP.80の1 事業所範囲を変更出来る場合の「イ その他東京都が事業所範囲の変更を適当と認める場合」とはどのような場合に認められるのでしょうか。	内容を確認し、個別に対応いたしますので、ヘルプデスクにご相談ください。	2014/4 追加
102	6. 検証について	(11)	テナントの入れ替わりなどによって、電力会社またはガス会社などのお客さま番号が変わりました。再度検証を受ける必要がありますか。	再度検証を受ける必要はありません。 テナント変更による閉栓と開栓に伴うお客さま番号の変更の場合、削減量認定申請時に開栓および閉栓の証明書を提出してください。 電力事業者やガス事業者の都合によるお客さま番号の変更の場合は、電力事業者やガス事業者によるお客さま番号の変更になった旨の証明書を提出してください。	2014/4 追加

連番	項目	No.	質問	回答	備考																																				
103	6. 検証について	(12)	電気事業者のホームページ上におけるオンラインの検針票は、ガイドライン上の「購買伝票等」として認められるでしょうか。また、オンラインの検針票を印刷したものは、「算定年度のエネルギー購買伝票等の写し」と認められるでしょうか。	下記の電気事業者のホームページについては、オンラインの検針票をガイドライン上の「購買伝票等」として認めております。また、そのオンラインの検針票を印刷したものは、「算定年度のエネルギー購買伝票等の写し」と認められています。 ・東京電力「TEPCOビジネスプラットフォーム」 現地検証の際にはPC画面上でオンラインの検針票を確認してください。	2016/4 追加																																				
104	7. 削減量認定申請について	(1)	ビルの個別空調の更新をするとき、経済的またはテナント配慮から一斉に更新せず、3か年に分けて更新するケースがあります。工事がすべて完了している場合、中小クレジットを申請するとき3つの工事をまとめて申請できますか。	事前届は、工事ごとではなく事業所範囲ごととなりますので、最初の工事の前に出してください。最初の工事の前に出せば、事業所範囲の変更がない限り、以降提出する必要はありません。 削減量の認定申請は、毎年でも数年をまとめてでも行うことができます。ただし、都内中小クレジットには有効期間があります(算定ガイドラインP5)ので、その有効期間を過ぎてからの申請はできません。																																					
105	7. 削減量認定申請について	(2)	申請者の代表者が事前届提出時から変更しています。今後削減量申請の提出を予定していますが、その前に特別な届出は必要でしょうか。	第8号様式「都内中小クレジットに係る中小規模事業所の名称等変更届」をご提出ください。																																					
106	7. 削減量認定申請について	(3)	2月に現地検証を実施しました。ただし、検証結果報告書の作成が遅れ、事業者への提出が4月になってしまいました。4月にはガイドラインが改訂されるため、検証はやり直しになるのでしょうか。	現地検証実施日時点のガイドラインで検証を実施し、報告書類も現地検証実施時のもので作成してください。したがって再検証は必要ありません。また、申請者は、現地検証実施日の属する年度の算定書のバージョンで申請してください。	2013/4 追加																																				
107	7. 削減量認定申請について	(4)	電力供給会社を変更した場合の、算定ツールへの電力使用量の入力方法について確認させて下さい。 2016年5月に電力会社Aから電力会社Bに契約を切替えました。契約切替え前まで、電力会社Aの4月分伝票(3/3~4/2使用期間)のエネルギー使用量を算定書の4月に入力していました。電力会社Aの5月分伝票(2016/4/3-4/31)と電力会社Bの5月分伝票(2016/5/1-5/31)が手元にあり、5月分が重複しております。どのように入力すればよろしいでしょうか。	下図の通り、入力して下さい。算定ガイドラインp.138に記載のとおり、購買伝票等のエネルギー使用量の該当月は、請求書等の購買伝票に記載されている使用(請求対象)期間の日を含む月かどうかで判断いたします。 <div style="text-align: center;"> <p>電力会社A 4月・5月分請求の値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>エネルギー種別</th> <th>メーター種別</th> <th>除外対象</th> <th>供給会社等</th> <th>お客さま番号等</th> <th>単位</th> <th>年度</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>電気</td> <td>親メーター</td> <td></td> <td>電力会社A</td> <td>00000-0-000</td> <td>kWh</td> <td>2016</td> <td>18,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>電気</td> <td>親メーター</td> <td></td> <td>電力会社B</td> <td>11111-1-111</td> <td>kWh</td> <td>2016</td> <td>0</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>電力会社B 5月分請求の値</p> <p>電力会社B 6月分請求の値</p> </div>	No.	エネルギー種別	メーター種別	除外対象	供給会社等	お客さま番号等	単位	年度	4月	5月	6月	7月	1	電気	親メーター		電力会社A	00000-0-000	kWh	2016	18,000	0	0	0	2	電気	親メーター		電力会社B	11111-1-111	kWh	2016	0	10,000	10,000	10,000	2018/4 追加
No.	エネルギー種別	メーター種別	除外対象	供給会社等	お客さま番号等	単位	年度	4月	5月	6月	7月																														
1	電気	親メーター		電力会社A	00000-0-000	kWh	2016	18,000	0	0	0																														
2	電気	親メーター		電力会社B	11111-1-111	kWh	2016	0	10,000	10,000	10,000																														
108	9. その他	(1)	地球温暖化対策報告書の提出について 複数の区分所有者がいる物件で、共同で都内中小クレジットを申請したい。 都内中小クレジットを申請するためには、区分所有者の連名で報告書の提出をする必要がありますか。	原則、都内中小クレジットの申請範囲が地球温暖化対策報告書として網羅されている必要があります。事業所全体について申請する場合は、事業所全体の地球温暖化対策報告書を作成、提出していただく必要があります。 したがって、都内中小クレジットを申請される区分所有者のそれぞれの持分について、それぞれで地球温暖化対策報告書を提出してください(連名での地球温暖化対策報告書の提出はできません)。 但し、共有、区分所有物件の場合であってエネルギー管理が共同で実施されている場合であれば、地球温暖化対策報告書の提出が持分にて按分されていた場合であっても、提出の根拠に建物全体でのエネルギー使用量が掲載されていれば、建物全体での地球温暖化対策報告書が提出されたとみなします。 なお、都内中小クレジットはテナント等一部分単位での申請も可能(算定ガイドラインP8)ですので、その場合も申請範囲が地球温暖化対策報告書として網羅されている必要があります。																																					
109	9. その他	(2)	地球温暖化対策報告書の提出について 平成22年度分の地球温暖化対策報告書は平成23年12月15日までに提出すればよいでしょうか(任意報告のため)。	ご質問の通りです。地球温暖化対策報告書制度にしたがって作成をお願いします。なお、地球温暖化対策報告書制度では、提出義務のある場合の締め切りは毎年度8月末日、任意での提出は12月15日となっています。																																					
110	9. その他	(3)	ビジネス事業者が申請者になる案件です。申請範囲のうち、1フロアはテナントA使用、2フロアはテナントB(Aの子会社)使用の場合、(工事契約は、いずれもテナントA(Bの親会社)) 地球温暖化対策報告書は、誰が提出するべきですか？	地球温暖化対策報告書は、事業所等の所有者又は使用者が提出します。 質問の案件の場合、テナントA、テナントB別に提出してください。																																					
111	9. その他	(4)	証券化物件であり、登記簿上の所有者が信託銀行にあるため、地球温暖化対策報告書は信託銀行が提出しています。中小クレジットの申請は、信託銀行の同意を得て投資法人が行う予定ですが、投資法人が地球温暖化対策報告書を作成・提出する必要がありますか。 また、地球温暖化対策報告書が提出されているかどうかの確認方法について、投資法人が原本またはコピーを所有し、検証機関または東京都を提示する必要がありますか。	算定ガイドラインP79「毎年度、当該事業所に係る地球温暖化対策報告書を東京都に提出していること」となりますので、信託銀行が作成・提出していれば新たに作成・提出の必要はありません。 また、報告書の提出は、東京都が認定を行う際の確認事項となりますので、あらかじめ報告書を提出していただければ、用意の必要はありません。																																					

連番	項目	No.	質問	回答	備考
112	9. その他	(5)	<p>地球温暖化対策報告書の提出について 都内に複数の中小規模事業所を所有しており、エネルギー使用量が3000kL/年以上となるため、報告書の義務があります。 そのため都内の複数の中小規模事業所全体で温暖化対策報告書を提出しています。 これらの中小規模事業所のうちの一事業所が都内中小クレジットを申請しようと考えています。 都内中小クレジットを申請する場合は、中小規模事業所のうちの一事業所で報告書を作成して提出しなければなりませんか。 もしくは、中小規模事業所全体の報告書で問題ありませんか。</p>	<p>中小規模事業所全体の報告書に申請事業所が含まれていれば、結構です。</p>	